

# プロテクティブスニーカーの表示に関する規程

2011年 5月30日 制定  
2017年11月 1日 改訂  
2018年 7月 1日 改訂  
2021年 7月30日 改訂  
2022年 9月 1日 改訂

発行 公益社団法人 日本保安用品協会

無断での複製、転載等は禁止します

## プロテクティブスニーカーの表示に関する規程の改訂来歴

制定・改訂区分	制定・改訂日	主な改訂内容
制定	2011年5月30日	新規制定
改訂	2017年11月1日	プロテクティブスニーカー規格の改訂に伴う種類増に対応した改正
改訂	2018年7月1日	業務見直し及び商標登録に伴う改訂
改訂	2021年7月30日	プロスニーカー、プロブーツ表記及び市場買取調査の審査項目についての改正
改訂	2022年9月1日	包装へ製造年月日の表示を削除 取り扱い説明書について追記 プロスニーカー及びプロブーツの登録商標義務事項を追記

### (目的)

**第1条** 本規程は、製造業者又は販売業者が公益社団法人 日本保安用品協会（以下「協会」という。）に型式認定を申請し、認定を取得後に販売するプロテクティブスニーカー（以下「認定プロスニーカー」という。）の表示に関する事項を定めることを目的とする。

### (表示に関する基本的な考え方)

**第2条** 協会は、認定プロスニーカーについて本規格に規定された表示に関する事項にしたがって表示を行うことによって不正表示又は誤解を与えるような表示を排除し、使用者が認定プロスニーカーの購入時に安心して購入できるような表示を行うことを基本的な考え方とする。

### (適用範囲)

**第3条** 本規程に基づく表示の対象品は、製造業者又は販売業者が協会に型式認定の申請を行い、認定取得後に販売する認定プロスニーカーとする。  
なお、協会から型式認定の取得をせずに販売する非認定プロスニーカーには適用しない。

### (プロテクティブスニーカー規格に規定された表示)

**第4条** 認定プロスニーカー、プロブーツには、本規定に規定された表示を行わなければならない。

**2** 製品の表示は原則的にべろ裏に行い、次のとおりとする。

**2の1** 規格名称の表示は、「プロテクティブスニーカー規格」又は「JSAA 規格」とするが、製品に表示する場合は「JSAA」とする。

**2の2** 作業区分による種類及び付加的性能による種類の表示は、表1-3及び1-4のとおりとし、付加的性能による種類表示は、表2の絵又は文字ピクト表示とする。

表 1 認定プロスニーカーの種類

表 1-1 靴のタイプによる種類

プロスニーカー
プロブーツ

注 この表示は申請時のみ必要

表 1-2 甲被による種類

革製
人工皮革製
合成皮革製
編物製
プラスチック製
ゴム製

表 1-3 作業区分による種類

A 種
B 種

表 1-4 付加的性能による種類

かかと部の衝撃エネルギー吸収性
耐踏抜き性
耐滑性
静電気帯電防止性
漏れ防止性

2 の 3 靴へのサイズ表示は、足囲を含むサイズを表示する。(例 : 26.0EEE)

2 の 4 製造業者名、販売業者名又は輸出入業者名の表示は、いずれも表示できるが、流通経路で 1 社又は複数の業者が介在して製品が販売される場合においては、最終的に消費者に対して製品の保証責任を負う業者名を表示しなければならない。  
なお、業者名が変更された場合は、速やかにその旨を協会に連絡し、その後の製造ロットから表示の変更を行うこと。

表 2 付加的性能による種類表示

付加的性能による種類	ピクト表示 (左が絵ピクト、右が字ピクト)
かかと部の衝撃エネルギー吸収性	 <b>衝撃吸収</b>
耐踏抜き性	 <b>耐踏抜</b>
耐滑性	 <b>耐滑</b>

静電気帯電防止性	 静電
漏れ防止性	 耐漏水

**2の5** 製造年月又はその略号の表示は、各業者の社内ルールに従って表示し、製品の任意の場所に行う。

また、表示には着用による経年変化に対する一定の耐性を持たなければならない。

**2の6** 協会の型式認定表示は、べろ裏の左上部の位置に図1に示した表示を行う。



図1 製品の型式認定表示

べろ裏に「2の1」～「2の6」の表示を行った例を図2に示す。但し、図2の縦寸法においては、サイズ、製造国、管理番号など指定表示以外の表示を入れることができる。その場合の縦寸法は45±5mmまで伸ばすことができる。

尚、表示の色については指定しないが、見やすい色とする。

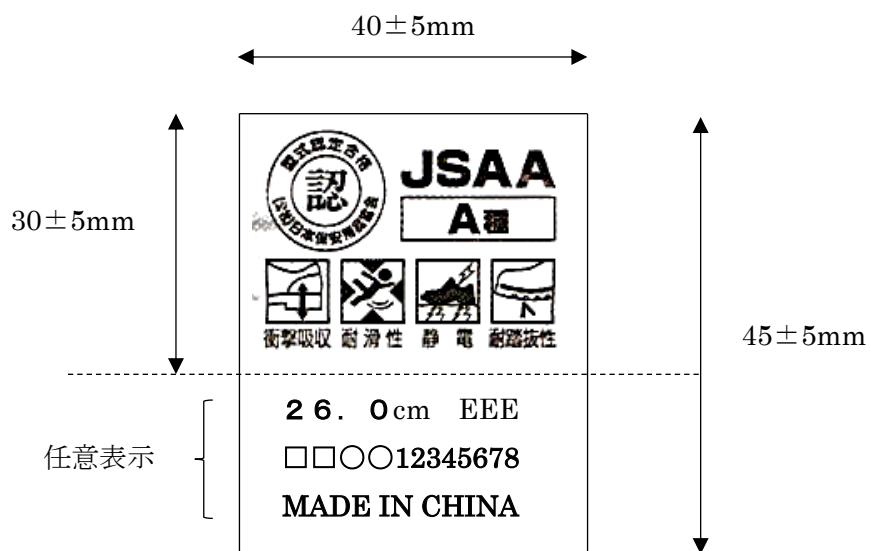


図2 べろ裏表示例

**2の7** 製品の甲被部へ規格名称及び作業区分による種類表示を行う場合は、図3のとおりの表示とする。寸法は縫い代を除いた標準寸法とする。

この表示を行うかどうかについては、各業者の判断とし、必須とはしない。

また、表示の色については、指定しない。

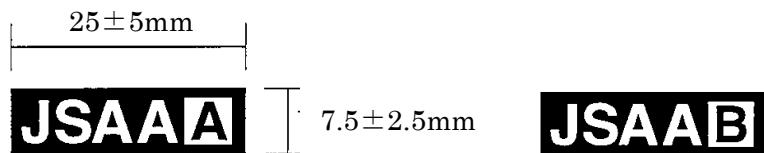


図3 製品の甲被部へ行う規格名称及び作業区分による種類表示

3 包装の表示は、包装材の見やすい位置に印刷又はシール貼りにより次の表示を行う。

3の1 登録商標の表示は、プロスニーカー又はプロブーツとする。(英語表記、®表記は任意とする。)

3の2 甲被による種類及び作業区分による種類の表示は、表1・2及び表1・3のとおりとする。

3の3 靴の登録名称及びサイズの表示は、協会に認定登録を行った商品名及び当該サイズを表示する。

サイズ表示は2の3の表示のとおりとする。

3の4 保証責任業者名の表示は、2の4の表示のとおりとする。

3の5 協会の型式認定表示は、包装材の任意の場所に図4の表示を行う。

3の6 表示の色は黒又は白抜きとし、大きさは図4のマークと文字表示を含めた縦寸法は18mm以上とし、2つの表示の間隔をあまりあけないようにする。

尚、図4の認定番号は認証を受けた製品の型式ごとに変わる。

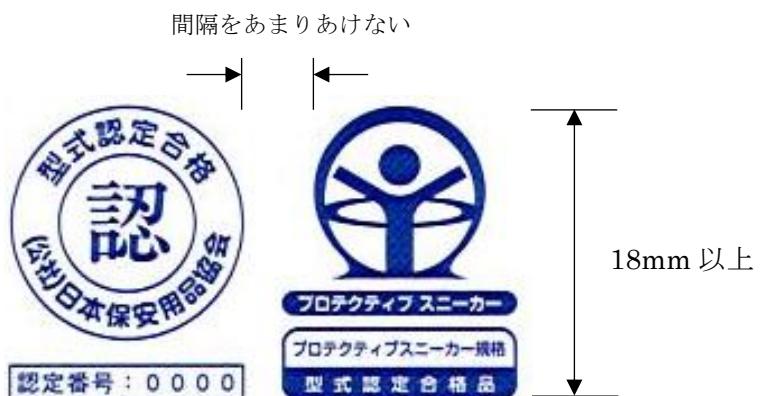


図4 包装材の型式認定表示

4 型式認定合格証明票（型式認定タグ）の取付けについては型式認定合格証明票（型式認定タグ）を表3の「製品」に記載のとおり1足ごとに1枚をニードルガン等を使用し製品に結束取り付けをする。

4の2 型式認定合格証明票（型式認定タグ）は図5のとおりとする。

色は黄橙色の下地に黒文字または一部白抜きとし、材質はコート紙とする。



図 5 型式認定合格証明票（型式認定タグ）

5 表示の内容とその位置については、表 3 のとおりとする。

表 3 表示内容と表示位置

表示場所	表示の種類	表示の位置	表示内容	大きさ指定	取付け方法
製品	規格名称	べろ裏 又は靴内面	第 4 条の 2 の 1	有り	印刷した布 を縫付又は 貼り付け又 は融着
	作業区分及び付加的性能 による種類		第 4 条の 2 の 2	有り	
	靴のサイズ	靴底等の見 やすい位置	第 4 条の 2 の 3	無し	型出し又は 印刷その他
	製造業者名、販売業者名 又は輸出入業者名		第 4 条の 2 の 4	無し	
	製造年月又はその略号	任意の位置	第 4 条の 2 の 5	無し	
	公益社団法人日本保安用 品協会の型式認定表示		第 4 条の 2 の 6	有り	印刷した布 を縫付又は 貼り付け又 は融着
	規格名称及び作業区分	靴の甲被部	第 4 条の 2 の 7	有り	型出し又は 織ネーム他
包装	登録商標	任意の位置	第 4 条の 3 の 1	無し	印刷又はシ

	甲被による種類及び作業区分による種類		第4条の3の2	無し	一ル貼り
	靴の登録名称及びサイズ		第4条の3の3	無し	
	保証責任業者名		第4条の3の4	無し	
	公益社団法人日本保安用品協会の型式認定表示		第4条の3の6	有り	
製品	型式認定合格標章	製品の片足	第4条の4の2	有り	ニードルガン等による取付け
取り扱い説明書	製品の有する機能、その他の注意事項	別紙にて作成	第5条の4	無し	個装箱内又は個装箱

(不正表示及び使用者に誤解を与えるような表示の禁止)

**第5条** 認定プロスニーカーには、不正表示及び使用者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

- 2 不正表示とは、事実と反する表示であり、附属書にその一例を示す。
- 3 使用者に誤解を与えるような表示とは、紛らわしい表現、誇大な表現の表示などがあり、附属書にその一例を示す。
- 4 包装、製品、取り扱い説明書への表記は、当該製品が認定された性能他、必要事項を正確に日本語で記載しなければならない。

(表示に関する審査)

**第6条** 認定プロスニーカーの表示に関しては、次のとおり審査を実施する。

- 2 協会は、申請者から提示された型式認定申請書を受理した後、同時に提出された製品及び包装について、本規定の取決めに従い適正に表示されているかを審査する。  
この時、協会は必要に応じて専門家を含む第三者に立会いを求める場合がある。
- 3 協会は、任意に実施する型式認定・推奨事業適正化委員会（以下「適正化委員会」という。）において、本規定の取決めに従い、その表示を審査する。
- 4 協会は、型式認定及び定期的審査によって再審査を行う場合、本規定の取決めに従い、その表示を再審査する。

(表示の修正)

**第7条** 協会は、表示に関する審査において、表示内容の修正が必要と判断した場合、当該製品の取扱い責任業者は速やかに表示の修正を実施しなければならない。

- 2 型式認定申請において、協会より表示の修正指示があった場合、当該製品の取扱い責任業者は修正を行い、修正後の表示の見本を提出し承認を得ることとし、承認を得るまで

は原則として型式認定表示をした製品を市場に出荷してはならない。

- 3 定期的審査において、協会より表示の修正指示があった場合、当該製品の取扱い責任業者は修正を行い、修正後の表示の見本を提出し承認を得ることとし、承認を得るまでは原則として型式認定表示をした製品を市場に出荷してはならない。  
なお当該製品の取扱い責任業者は、修正前の型式認定表示をした製品の市場流出量（数量）について、協会に報告しなければならない。
- 4 協会は、表示の修正に関して判定が難しい場合は、必要に応じて適正化委員会を招集することができる。

(表示に関する疑義の調整)

**第8条** 表示に関する疑義が生じた場合は、協会が調整に当たるが、必要に応じて適正化委員会を招集することができる。

(規程の改廃)

**第9条** 本規程は、協会が改訂の必要を認めた場合、及び/又は上位規程である「プロテクティブスニーカー規格」が改訂された場合に見直しを行い、改訂が必要な場合は速やかに改訂原案作成委員会を組織し、改訂を行うこととする。

本規程は前述の事由が発生しない限り、有効性を自動継続する。

(プロスニーカー及びプロブーツの登録商標記載の義務事項)

**第10条** プロテクティブスニーカー規格の靴のタイプによる種類で区分した「プロスニーカー」及び「プロブーツ」のカタカナ、英語表記は、協会の登録商標である。

したがって日本プロテクティブスニーカー協会の会員が認定品に関する説明を行うために、個装箱やカタログ、冊子等の印刷物には「プロスニーカー®」または「プロブーツ®」の表示をしなければならない。但しその場合は、同表示と同一紙面上又は同一冊子の1箇所以上に、その旨を表示する。個装箱への表示は「ゴシック体」とする。

記載例 カタカナの場合	プロスニーカー または プロスニーカー®
	プロブーツ または プロブーツ®
アルファベットの場合	PROSNEAKER または PROSNEAKER®
	PROBOOTS または PROBOOTS®

2021年度の市場買取調査より、買取製品の製造年月日が2020年4月1日以降の製品の場合、認定審査の対象項目とする。（表示例は付属書2にて記載。）

次に登録商標であることの解説としての表示例を示す。

表示例：「プロスニーカー」は公益社団法人日本保安用品協会の登録商標です。」

「プロブーツ」は公益社団法人日本保安用品協会の登録商標です。」

プロスニーカー、プロブーツの表記とセットとして必ず記載する。

## 附属書1 不正表示及び使用者に誤解を与える表示とその具体例

### 1 不正表示

JIS 規格品又は JIS 規格適合品の表示を行っている場合は不正表示となります。

ケース 1：JIS 規格品でないものに JIS 規格品と表示するのは明らかに違法表示となります。

ケース 2：また JIS 規格適合品のように「適合」となっている場合も JIS 規格と全く同じという意味で使用されますので、同様に不正表示と考えます。

表示例

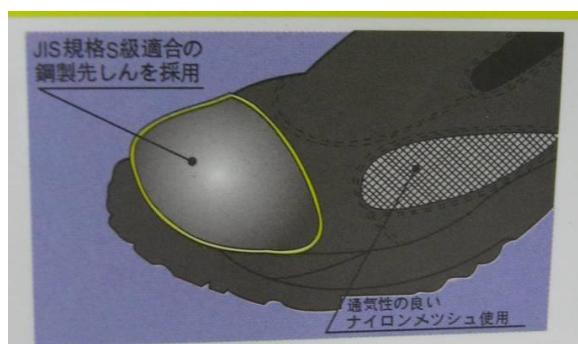


### 2 使用者に誤解を与える表示

(1) JIS 規格の安全性能に適合した先芯を使用している旨の表示を行っている場合は使用者に誤解を与える紛らわしい表示となります。

JIS T8101-2020 及び JSAA 規格 2021 における耐衝撃性及び耐圧迫性試験においては、靴のつま先部が試験対象であり、夫々規程の衝撃、圧力が加わった際に中底と先芯のすき間寸法が規定値以上であるか否かで判定されます。靴としての適合性が判定の基準になりますので、先芯だけが JIS 適合ということはありません。

表示例



(2) 性能に関し包装材、タグなどに国家規格、国家標準、世界基準、国際規格等と表記した場合は、使用者に誤解を与える紛らわしい表示となります。

チラシやカタログ等の製品案内パンフレットや広告又は靴箱等については、以下の例のように該当する具体的な規格も併記し、使用者に誤認混同を与えないようにしなければなりません。

ケース 1：国家規格、国家標準・・製品が規格を満たすならば JIS 規格と表記すべきです。  
ケース 2：国際規格・・製品が規格を満たすならば ISO 規格と表記すべきです。

ケース 3：世界基準・・現状においては、安全靴や作業靴に関する「世界基準」と称される基準や規格は ISO 規格となりますので、製品が規格を満たすならば ISO 規格と表記すべきです。

(3) プロテクティブスニーカー規格に規定されていない数値や性能について表記した場合は、使用者に誤解を与える紛らわしい表示となります。

プロテクティブスニーカー規格において、規格の中に規定されていない性能項目について数値表示を記述したり、規定されていない性能について、「JSAA 認定品」と併記し、あたかもプロテクティブスニーカー規格が求めている基準値や性能であるかのように表示することは誤解されるような表示と見なされるので避けなくてはなりません。

(4) 認定プロスニーカーについて安全、セーフティもしくはそれに類似する名称を補足表示する場合は、使用者に安全靴と誤解を与える紛らわしい表示と判断される場合がありますので注意して下さい。

#### 付属書 2. 「プロスニーカー」個装箱への記載具体例

第 10 条記載の例を以下に示す。

##### 個装箱 側面ステッカーへ表示例



「プロスニーカー」は公益社団法人日本保安用品協会の登録商標です

以上